特定生産緑地（泉南市）の指定解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

番号	位　　置	生産緑地 地区番号	特定生産緑地の解除面積	図面番号
3	泉南市男里四丁目地内	男里11号	0.30ha	1
4	泉南市信達市場地内	信達市場38号	0.10ha	4
5	泉南市馬場二丁目地内	馬場7号	0.08ha	3
6	泉南市新家地内	新家17号	0.08ha	5
7	泉南市信達牧野地内	信達牧野9号	0.12ha	4

「区域は特定生産緑地（泉南市）解除図表示のとおり」